

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

一 普通地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が当該普通地方公共団体の行う企業の民営化等により当該普通地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くものとする。

(第二百四十四条の二第二項関係)

二 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。